

令和8年度
ふくいアートプロジェクト助成金
募集要項
(2次募集)



Fukui Art Project

【申請書類の提出期間】

令和8年6月16日(火)～令和8年7月10日(金)(17時締切)

1 助成金の趣旨

地域社会が少子高齢化や過疎化など様々な課題を抱える中、福井県では地域の担い手*が中心となり、参加者*や多様な組織と協働し、文化芸術の自由で柔軟な視点や発想によって新たな価値を創造するアートプロジェクトが生まれてきています。本助成金は、これらのプロジェクトが地域に浸透・定着することを支援することにより、未来に向けて地域を活性化させる変化を生み出すことを目的としています。

また、金銭的支援に加え、(公財)福井県文化振興事業団(以下「事業団」)のスタッフがアートプロジェクトの実施や地域への定着に向けた相談等の伴走支援を実施します。

※担い手：アートプロジェクトを主体的に企画・実施する県民

※参加者：アートプロジェクトを支える住民やアーティストなど(イベントの来訪者や鑑賞者は除く)

2 対象者

福井県内に主たる活動拠点を置き、構成員が2名以上の団体(法人格の有無、種別は問いません)

※市町は対象となりません。ただし、民間団体を主体とする実行委員会に市町が参加することは可能です。

※次に掲げる団体は、応募することができません。

- ・暴力団(福井県暴力団排除条例(以下「条例」という。)第2条第1号に該当する団体)
- ・団体を構成する者に暴力団員(条例第2条第2号)、暴力団関係者(条例第2条第3号)に該当する者がいるもの
- ・宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体

3 対象となる事業

以下の要件を満たすアートプロジェクト

- ・文化芸術の担い手が地域住民、団体等と協働する事業であること
- ・将来ビジョンが明確であり、次年度以降も継続的に取り組む意思があること

【対象となる事業例】

- ・文化芸術による新たな発想で地域の魅力や価値を高め、県内外に発信する取り組み
- ・文化芸術の柔軟性を活かし、まちづくり・教育・福祉・産業・観光・国際交流など、様々な分野と連携する取り組み
- ・次世代を担う子どもたちが文化芸術を体験し、地域における学びの機会を創出する取り組み
- ・文化芸術を活用して共生社会の実現を目指す取り組み

【対象とならない事業例】

- ・ 宗教的活動、政治的活動
- ・ 既に企画制作されたパッケージを購入した展示・公演等
- ・ 展示物や制作物等の販売活動など営利を主な目的とするもの
- ・ コンクール、コンテストを主な目的とするもの
- ・ 国等の委託により実施する事業
- ・ 慈善事業への寄付を主な目的とするもの
- ・ 所属、招聘アーティストの発表が中心で、地域や他分野との連携の要素がない事業
- ・ メンバーが固定化したサークル、同好会等が行う習い事や、参加者が限定された発表会等（※）

※地域や県民に開き、文化芸術活動の当事者（担い手や参加者）を増やすための新たな取り組みを事業内容に盛り込む場合は、助成対象となります。

4 実施場所

主に福井県内（主たる事業の関連企画であれば県外での一部実施も可能）

5 助成金の区分

助成区分	助成対象	助成限度額	採択数	審査方法
活動活性化支援	既存の文化芸術活動に加え、地域や県民に開き、活動の当事者を増やす新たな試みを盛り込んだ事業	20万円 (1/2)	5件 程度	書面

注1 助成金の額は、千円未満切捨てとし、助成限度額を上限として、予算の範囲内で決定します。

注2 福井県の他の補助金等と重複して助成を受けることはできません。

注3 一団体につき一事業のみ応募が可能です。また、同一事業を複数の助成区分で応募することはできません。

6 助成回数の制限

令和7年度の助成から数えて、同一の事業内容での助成回数は、助成の区分に関わらず通算3回までとします。ただし、同一の事業内容であっても、定着の兆しが見られ、担い手の充実や、新たな資金獲得など、積極的な取り組みが見られる場合は、受給を認める場合があります。

また、応募の都度審査を行い、助成の可否を決定するものであり、継続した助成を確約するものではありません。

7 助成対象経費

別紙のとおり

8 助成金交付の対象となる事業期間

助成金支給決定日から令和9年2月28日（日）まで

※助成金支給決定日より前に支払った経費および着手した経費は助成対象となりません。

※事前着手届を提出し、やむを得ない事由があると認められた場合、内示日以降の活動への着手が可能となります。

※事業実施および支払等すべての手続きを期間内に完了してください。

※助成対象事業の完了を3月としたい場合は、別途ご相談ください。

9 応募手続き

(1) 募集期間

令和8年6月16日（火）～令和8年7月10日（金）17時必着

※1次募集時の募集説明会の動画を県の[ホームページ](#)で公開していますので参考にしてください

(2) 事前相談（必須）

応募に向けて事業のアイデアなどについて個別にご相談に応じます。応募される団体は必ずお申込み・ご参加ください。

相談期間：令和8年6月21日（日）・24日（水）・25日（木）・
26日（金）・27日（土）・28日（日）・
30日（火）
7月 2日（木）・ 3日（金）・ 4日（土）・
5日（日）

相談時間：各日10時～12時 / 13時～17時（1枠30分）

相談方法：対面（ハーモニーホールふくい）またはオンライン（Zoom）

申込期限：令和8年6月30日（火）

申込方法：相談希望日の5日前までに、下記のフォームからお申込みください

<https://forms.gle/unCXxZyRbozTRysk9>

【事前相談に関するお問合せ】

（公財）福井県文化振興事業団 ふくい文化創造センター

〒918-8152 福井市今市町40-1-1（ハーモニーホールふくい内）

電話：0776-38-8280 E-mail：geibun@hhf-cf.or.jp

(3) 応募書類

- ①事業計画書（様式第1号）
- ②収支予算書（様式第2号）
- ③団体の会則、定款および会員名簿
- ④これまでの活動実績がわかる資料

※①～④は全てPDFデータで提出してください。

※④が複数ある場合、一つのPDFデータにまとめてください。

- ⑤事業紹介用の原稿（下記Googleフォームから送信してください）

<https://forms.gle/vbWQqAV2V1PbHhZx5>

※⑤は本助成金の広報等に使用します。

(4) 提出方法

- ・次のアドレスに（3）の①～④をメールで提出してください。

art@pref.fukui.lg.jp

※件名は「アートプロジェクト応募書類（団体名）」としてください。

- ・応募書類の容量が10MBを超える場合は、メールを分割するか、大容量ファイル受信システムを使用して提出してください。

[大容量ファイル受信システム](#)

※案件名に「アートプロジェクト応募書類（団体名）」と入力し、送信先の県庁所属は「文化課」（上から8番目）を選択してください

- ・提出が確認でき次第、担当者から受け取り確認メールを送ります。提出日から2日経過しても受け取り確認メールが届かない場合は、お手数ですが、文化課までご連絡ください。
- ・上記による提出が困難な事情がある場合に限り、郵送での提出も受け付けます。

(5) 提出期限

令和8年7月10日（金）17：00（厳守）

10 審査

(1) 審査方法

書面審査（提出書類をもとに、外部有識者による審査を行います）

(2) 審査項目

項目	審査ポイント
狙い	<ul style="list-style-type: none">・地域の現状や課題を踏まえているか。・実現したいことや挑戦したいことは明確か。
実現性	<ul style="list-style-type: none">・事業スケジュールや事業実施プロセスが具体的であり、実現可能か。・妥当な経費が計上されているか。各経費の配分は適切か。
活動基盤	<ul style="list-style-type: none">・伴走支援を行うふくい文化創造センターと連携を図れる可能性はあるか。
効果 (もたらされる変化)	<ul style="list-style-type: none">・プロジェクト本番に至るまでのプロセス（住民参加や対話等）が重視されており、文化芸術活動の当事者（担い手や参加者）に変化が生まれることが期待できるか。・地域や県民に開き、文化芸術活動の当事者を増やす効果が期待できるか。
継続性	<ul style="list-style-type: none">・地域への浸透・定着が期待できるか。・プロジェクトの継続に向けて、発展的または柔軟な取り組みが期待できるか。
創造性	<ul style="list-style-type: none">・地域における新規性や親和性があるか。・「狙い」の実現に向け、プロジェクトの設計や手法に、既存概念に捉われない発想が取り込まれているか。
波及性	<ul style="list-style-type: none">・他のアートプロジェクトや文化活動に影響を与えるものか。・まちづくり、教育、福祉、産業、観光、国際交流など、文化芸術以外の幅広い分野と協働し、地域のさまざまな領域への展開が期待できる内容か。

(3) 審査結果

- ・審査結果は、令和8年8月上旬頃に電子メール等でお知らせします。
- ・助成金の額は、予算の範囲内で決定されるものであるとともに、応募書類に基づく審査結果が助成金の額に反映されるため、必ずしも助成希望額が助成されるわけではありませんので、予めご承知おきください。
- ・審査の経過、結果についてのお問合せには応じられませんので、予めご承知おきください。

1 1 スケジュール

- 1 募集期間：令和8年6月16日（火）～7月10日（金）
- 2 事前相談（必須）：令和8年6月21日（日）～7月5日（日）
（6月22・23・29日、7月1日を除く）
- 3 内定通知：令和8年8月上旬頃
- 4 支給申請：令和8年8月上旬～（内定通知以降）
- 5 支給決定：令和8年8月中旬～

・内定団体には事業団から助成金支給マニュアルおよび助成金支給申請に必要な様式を送付します。内定以降の手続きについては、事業団が窓口となりますので、内定団体は事業団が指定する期日までに、支給申請書を提出してください。

・事業内容等について、審査の結果、条件付きの内定となった場合、事業団との協議のうえ、必要な変更を反映してその後の申請を行ってください。

・事務手続きの流れは下記の通りです。

- ①応募者→県：応募書提出
- ②県：審査会において審査
- ③県→応募者：内定通知（事業団から支給申請様式を送付）
- ④応募者→事業団：支給申請書提出
- ⑤事業団→応募者：支給決定通知
- ⑥応募者：事業実施

1 2 事業実施にあたっての注意点

事業実施に際しては、この募集要項と併せて、「よくあるご質問と回答」をよくお読みください。また、採択された団体に対して事業団から送付する「ふくいアートプロジェクト助成金支給要綱」および「令和8年度ふくいアートプロジェクト助成金支給事務マニュアル」をよくお読みください。

(1) 事業内容の公表

・内定した事業については、団体の名称、事業の概要等を県や事業団のホームページ・SNS等にて情報発信させていただきます。事業実施時の関係者による視察や写真の提供にご協力ください。

(2) ロゴマーク、事業名の明記

・事業を実施する際、助成事業に関するポスター、チラシ、プログラム、ホームページ等に、本助成制度のロゴマークを掲載してください。ロゴマークの掲載が難しい場合は、助成事業名「令和8年度ふくいアートプロジェクト助成金」を掲載してください。

【ロゴマーク】



(3) 助成金の返金・減額

- ・助成金の支給後でも、経費の虚偽申告や実績報告内容等に事実と相違する点のあることが判明した場合、また交付要綱等や法令に違反した場合は、支給決定を取消し、助成金を返還していただくことがあります。

(4) 経過報告および実績報告

- ・活動の進捗状況、実績等について、必要に応じて報告していただきます。
- ・事業終了後、指定する期日までに、指定の様式による実績報告書および会計書類の提出をしていただきます。

(5) 会計書類の収集・保管

ア 支払い関係書類の収集

- ・実績報告に伴う会計書類として、助成金対象経費の支払関係書類（領収書または請求書と金融機関振込明細票のセット）の写しを提出していただきます。申請期間中に事業の準備が進行する場合は、次の点に留意し、予め支払い関係書類を収集してください。

- (i) 支払関係書類に記載の名称は、団体名と一致させること。（略称不可）
- (ii) 発行日、宛名、発行者の名称・住所、明細が記載されていること。

※支払いに係る証拠書類に不備があった場合、その分の経費が認められず、助成金額が減額となる場合があります。

イ 助成金交付に関する書類の保管〔5年間〕

- ・助成金交付に関する一連の通知、関係書類、関係する帳簿および支払関係書類（領収書、請求書、金融機関利用明細書等）を他の経費と区分して整理し、助成金の交付を受けた年度の終了後、5年間保管してください。

ウ 帳簿および支払に係る証拠書類の調査

- ・助成対象事業が適正に遂行されているかを確認する必要がある時は、県および事業団関係者が助成事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させていただきます。

(6) 事業を変更・中止する場合

- ・事業内容を変更または中止する場合、原則として変更承認申請書等の提出

が必要です。

- ・変更の承認を受けずに変更、中止した場合は、助成金の支払いができない場合がありますので、必ず事前に事業団へ報告してください。

(7) その他の支援等

- ・アーツカウンシル機能を持つ事業団のふくい文化創造センターのスタッフが活動の伴走支援を実施します。(事業内容・広報等に対する助言、事業の推進に必要なネットワーク形成支援、アーティストや地域との仲介支援、他事業との連携支援など)
- ・助成金採択団体を対象とした「成果報告会」(令和9年3月7日(日))を開催しますので、必ず参加してください。
- ・プロジェクトの中間発表を兼ねた「ふくい文化交流フォーラム(仮称)」(令和8年10月10日(土))のほか、県内の文化芸術活動者を対象とした「文化芸術ミーティング」(開催日未定)などの研修会や、活動者間の相互交流を図るための交流会を年に数回程度開催しますので、原則参加してください。
- ・事業団内に、県内の文化芸術活動者を対象とした無料相談窓口を設置しています。また、各分野の専門家に「芸術文化アドバイザー」の職を委嘱し、各事業への助言を行っています。(詳細につきましては、「福井県文化振興事業団」の[ホームページ](#)をご覧ください。)
- ・また、助成制度の広報のため、ガイドブックと成果報告集を作成しますので、活動報告および記録写真等の情報提供にご協力をお願いします。

12 お問い合わせ

福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

電話：0776-20-0582 E-mail：art@pref.fukui.lg.jp

(別紙)

助成対象経費

費目	内容
制作費	作品等制作費、作品等実演費、賃借料（美術作品、機材等）等
報償費	企画・調査料、出演料、講師謝金、通訳謝金等
委託費	業務委託費（会場設営・撤去等）
使用料	会場使用料（付帯設備費含む）、会場設営費等
通信・運搬費	郵送料、通信費、道具・楽器等運搬費等
人件費	事務整理・会場整理等賃金、労災保険料等 ※本事業で臨時に雇用する場合
保険料	展示品保険、イベント保険等
旅費	出演者・講師等の交通費、宿泊費等
著作権料	著作権料およびその手続きに要する経費
広告・印刷費	HP制作費、ポスター・パンフレット等デザイン料、印刷費等
消耗品費	消耗品費等、助成対象事業で使用する物品代等（1件3万円未満かつ複数購入する場合は合計10万円未満）

※注意事項

- ・助成対象経費は本事業の活動に要する経費として、明確に区分できるもので、かつ支払いに係る証拠書類によって金額等が確認できるものに限ります。
- ・宿泊費については、1泊1人あたり10,000円/上限として、実際に要した経費を対象とします（朝食代など飲食に係る経費は対象となりません）。
- ・社会通念上著しく高額と認められる場合は、助成対象外とします。
- ・この表によらず、補助対象とすべき経費がある場合は、別途協議します。

助成対象とならない経費

- (1) 団体等の職員給与等人件費（社会保険料・通勤手当・期末手当等含む）
- (2) 団体等の維持管理費（事務所賃料、電話代、光熱水費、生活雑貨、事務機器、文房具等の事務用品、ウェブサイト管理料等）
- (3) 先進事例等の視察に係る旅費
- (4) 航空・列車・船舶運賃の特別料金（グリーン車、ファーストクラス等）
- (5) 飲食費（取材・打ち合わせ時の飲食代、レセプション費、打ち上げ費、ケータリング・弁当類）
- (6) 交際費、タクシー料金、手土産代
- (7) 施設整備費
- (8) 事業が終了しても団体に残るもの（備品、楽器等）

- (9) コンクール、公募展に係る賞金、副賞、記念品代（賞状、表彰盾は可）
- (10) 印紙代、各種手数料（振込手数料、入場券販売手数料、代引手数料等）
- (11) 有料で配布する図録等の印刷費
- (12) クラウドファンディングの返礼品
- (13) 申請団体構成員にかかる経費（出演・出品料、謝礼、旅費等）
- (14) イベント来場者等へ無料配布するグッズや飲食類

など